

**「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き(平成26年2月)」  
の正誤・修正表**

頁・行	正誤 修正	誤 (修正前)	正 (修正後)
7頁30行	修正	独立行政法人森林総合研究所	国立研究開発法人森林研究・整備機構
8頁15行	正誤	に規定する放送事業の用に供用する 基幹放送の用に供する	に規定する基幹放送の用に供する
8頁19行	正誤	港務局が行う事業(前号に該当する) ものを除く。)	港務局が行う事業(前号に該当するもの を除く。)
8頁30行	修正	(同条第8項に規定する大口ガス事業 の用に	(同条第5項に規定する一般ガス事業の 用に
8頁35行	修正	第2条第1項第1号に規定する一般電 気事業, 同項第3号に規定する卸電 気事業又は同項第5号に規定する特 定電気事業の用に供する同項第16号 に規定する電気事業工作物	第2条第1項第8号に規定する一般送配 電事業又は同項第十号に規定する送 電事業の用に供する同項第十八号に 規定する電気工作物
9頁1行	修正	(第15号に該当するものを除く。)	(第13号に該当するものを除く。)
35頁1行	修正	林地開発許可関連通達	林地開発許可関連通達 (平成26年2月時点での関連通達を抜 粋しています)
39頁 2行2列 7	正誤	又は隣接して残地することとなる	又は隣接して残置することとなる
57頁9行	正誤	表2のの単位時間	表2の単位時間
103頁1行	修正	VIII 関係法規等抜粋	VIII 関係法規等抜粋 (平成26年2月時点での関係法規等を 抜粋しています)
114頁4行	正誤	平成25年3月31日	平成25年3月13日
115頁2行	正誤	法律	農林省令
119頁2行	正誤	宮城県条例第124号	宮城県規則第124号
119頁 別表第1 2行3列	正誤	1/5,000以上	1/50,000以上

**「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き(平成26年2月)」  
の正誤・修正表**

頁・行	正誤 修正	誤(修正前)	正(修正後)
119頁 別表第1 3行3列	正誤	1/50,000以上	1/5,000以上
132頁 表 1行4列	正誤	譲渡人	譲受人
132頁 表 1行6列	正誤	譲渡人の取得する	譲受人の取得する
132頁 注意事項 3	正誤	譲渡人の取得する	譲受人の取得する
135頁5行	正誤	継承人住所	承継人住所
140頁24行	正誤	その他の計画の規模となる	その他の計画の根拠となる
140頁32行	正誤	限る。)のみを添付すること	限る。)を添付すること
143頁 2行,9行, 12行,15行	正誤	(旅行期日)	(施行期日)
153頁 地方振興事 務所等で先 決するもの 2	修正	開発行為に係る土地の面積が20ha未満で、かつ、①道路の新設又は改築②農用地の造成③土石等の採取(採石法の適用を受けるものを除く)④土捨場の設置を目的とするもの	①開発行為に係る森林の土地の面積が20ha未満のもの ②道路の新設若しくは改築を目的とするもの
155頁3行	修正	農林振興部若しくは林業振興部	林業振興部
155頁17行	修正	農林振興部	林業振興部